

議会交際費の執行状況の市議会ホームページ掲載基準

1. 趣旨

議会交際費は、議会の円滑な運営を目的とし、議長及び副議長が議会を代表し、対外的な活動をするために要する経費です。

この議会交際費について、市民の皆様への説明責任を果たすとともに、議会の透明性の向上を図るため、執行状況をホームページに公開するにあたり、掲載基準を次のとおり定めます。

2. 掲載内容

- (1) 支出時期
- (2) 支出件名
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

3. 支出区分の内容

市政功労者や市政協力者などの市政に関係の深い方への慶弔や各種会合への出席のための会費、全国大会に出席する団体への祝い金など、社会通念に照らして適切と考えられる場合に限って執行します。

具体的には以下のとおりです。

慶祝…………… 3万円以内のお祝い金等とする
弔慰…………… 2万円以内を基本とする
見舞い…………… 5千円程度の花や果物等とする
会費…………… 会費制の懇談会や祝賀会等において会費相応額とする
記念品…………… 国内外の来客に対して必要最小限の範囲で支出する
接遇…………… 社会通念に照らして一般の社交の程度を超えない額とする

4. 掲載時期

毎月20日までに前月分をまとめて掲載します。

5. 掲載基準の適用

本基準は、令和3年2月10日以降の議会交際費の支出から適用します。

6. 備考

この掲載基準は、社会経済状況の変化等に留意し、必要に応じて適宜見直しを行います。
また、議会交際費のうち、弔慰と見舞いに関する支出の対象となる個人の氏名はプライバシー保護の観点から公開していません。